

事務局提案の補足説明 (RPS法についてはこちら)

全国運用（他地域への助成）の廃止について

○これまでグリーン電力基金は、風力発電に適した地域が偏在していることから風力発電の導入に伴う負担が特定地域に偏っているという問題を背景に、全国大での自然エネルギーの普及に資することを狙い、全国運用を実施してきました。

<実績>

13年度：東北のグリーン電力基金へ440万円

14年度：東北のグリーン電力基金へ375万円，九州のグリーン電力基金へ189万円，

○しかし、RPS法下では、電力会社は自社のサービスエリア外にある新エネルギー等も義務履行に充てることが可能となることから、風力発電の導入に伴う負担は地域間で平準化していくことが見込まれています。そうすると、基金の規模からしても地域偏在に係わる問題はRPS法に託すことが適当と考えられます。

○そのため、15年度より全国運用は廃止したい、その代わりに域内への助成を充実させていきたい、というのが事務局提案です。

電力会社の入札と一体となった事業用風力発電助成の廃止について

○これまでグリーン電力基金は、国や電力会社からの一方的な助成ではなく、消費者・電力会社・風力発電事業者が一体となって自然エネルギーの普及を目指す試みとして、電力会社が行う事業用風力発電（2,000kW以上のもの）入札の落札者に対する助成を実施してきました。

<実績>

13年度：4,250kWに対し、約4,650万円

14年度：31,500kWに対し、約7,930万円

○しかし、RPS法下では、自然エネルギーにより発電された電気が「電気＝発電量（純粋な“kWh”としての価値）」と「新エネルギー等電気相当量＝新エネのプレミアム（他の発電方式に比べ割高な部分）」とに分離して取り扱うことが認められることから、それに伴って、電力会社の自然エネルギーの購入の仕方が多様化することが予想されています。従来は事業用風力発電（2,000kW以上のもの）向けには入札しか購入方法が用意されていなかったものの、今後は①電気だけを購入する、もしくは②電気と新エネルギー等電気相当量を一体で購入するという二つの仕組みが出来る可能性があります。

○一方で、基金の趣旨は自然エネルギーの普及を目指すということに尽きます。電力会社の購入の仕方はどうであれ、基金としては同じ能力を持つ自然エネルギー発電設備であれば平等に取り扱いたいという考えをもっています。

○そのため、特定の購入の仕方と組み合わせた助成は適切でないと判断し、15年度より電力会社の入札と一体となった事業用風力発電助成は廃止したい、というのが事務局提案です。なお、これは全ての風力発電に対する助成を廃止するという提案ではありません。